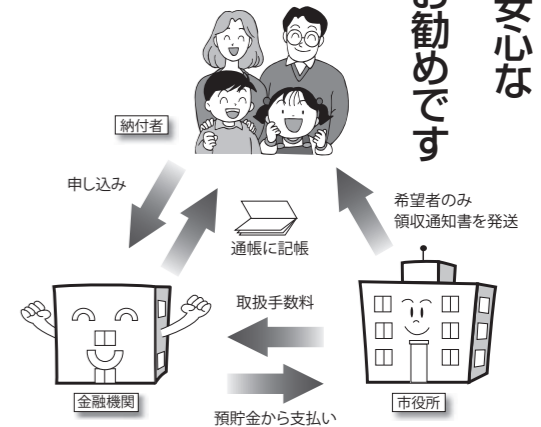


市税などの納付には、便利で安心な

口座振替制度がお勧めです

「平日の昼間には、金融機関に行く時間がない」「ついつい納付期限を忘れてしまう」そんなあなたに、便利な口座振替制度の利用をお勧めします。口座振替なら、納期ごとに窓口へ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく安心です。一度申し込みの手続きをされますと、翌年以降も継続して自動振替されます。



口座振替なら、彦根市が金融機関に支払う取扱手数料は金融機関での窓口払い取扱手数料よりも安く、彦根市から皆さんへの納付書の発送も不要になります。口座振替を利用して、コスト削減にご協力ください。(皆さんの手数料負担はありません)

申込手続

- あなたの預貯金口座のある取扱金融機関の窓口、「彦根市市税等口座振替依頼書」(上・下水道料金の手続きの場合は、「彦根市上下水道料金口座振替依頼書」)、預貯金通帳、通帳使用印鑑を持っていき、お申し込みください。用紙は、それぞれの業務担当課、届出納室(市役所1階、市内の各金融機関の窓口)にあります。
- 取扱金融機関**
- 次の金融機関の、本・各支店(市外の店舗を含む)で取り扱います。
 - ▼滋賀銀行
 - ▼りそな銀行
 - ▼滋賀中央信用金庫
 - ▼関西アーバン銀行

- ▼近畿労働金庫
 - ▼大垣共立銀行
 - ▼京都銀行
 - ▼滋賀県信用組合
 - ▼滋賀県民信用組合
 - ▼商工組合中央金庫
 - ▼東びわこ農業協同組合
 - ▼ゆうちょ銀行(郵便局)
- 振替できる税目など**
- ① 固定資産税
 - ② 軽自動車税
 - ③ 市県民税(普通徴収※)
 - ④ 国民健康保険料(普通徴収)
 - ⑤ 介護保険料(普通徴収)
 - ⑥ 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
 - ⑦ 市営住宅家賃
 - ⑧ 上・下水道料金
 - ⑨ し尿処理手数料
 - ⑩ 下水道受益者負担金・分担金

納期と振替日

科目ごとの納期は、下の一覧表のとおりです。また、原則として、各納期月の最終日に振り替えます。

領収の確認

原則として、領収通知書の発行は省略しています。領収は、預貯金通帳の記帳などにより、振替済であることを確認してください。

軽自動車税の口座振替を利用している人で、車検が必要な車種の所有者には、6月中

平成28年1月から 滋賀県身体障害者認定基準の一部が変更されます

障害福祉課

主な変更内容

肢体不自由分野では、今まで補装具を装着した状態で障害の判定を行っていました。平成28年1月から補装具の装着なしの状態が判断されます。

変更後の認定基準の対象者

平成28年1月以降に障害福祉課に申請があった人から、変更後の認定基準が適用されます。

詳しくは、滋賀県ホームページ (<http://www.pref.shiga.jp/e/shogai/shinsyouteyou/nitekiyun.htm>) で確認してください。特に、下肢機能障害や体幹機能障害で身体障害者手帳の交付を受けている人はご注意ください。

※申請をした人全員が等級変更できるとは限りません。等級決定は、総合的に判断して行われます。

問い合わせ先 障害福祉課
☎27・9981番、FAX 26・1767番

期限は2月1日(月)です 償却資産の申告を

国税務課

償却資産とは、事業のために使うことのできる土地・家屋以外の資産(※)です。(左表参照)

償却資産は、土地や家屋と同じように固定資産税の課税対象です。このような事業用資産(貸し付けているものを含む)を市内に所有している人は、毎年1月1日現在の、その償却資産の所在地、種類、数

量、取得時期、取得価額、耐用年数などを申告する必要があります。

※これに類する資産で、法人税または所得税を課税されている人が所有する資産を含みます。

マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載欄が新設されました

個人番号を記載した申告書を提出する場合、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認および代理権確

市税等納期一覧

科目	納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 固定資産税			1期		2期				3期			4期	
② 軽自動車税			全期										
③ 市県民税				1期		2期		3期			4期		
④ 国民健康保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑤ 介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑥ 後期高齢者医療保険料					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
⑦ 市営住宅家賃				毎月納期(納付書は4月に発送)									
⑧ 上・下水道料金				隔月納期(納付書は隔月発送)									
⑨ し尿処理手数料				隔月納期(納付書は隔月発送)									
⑩ 下水道受益者負担金分担金			(1年目)	1期		2期				3期			4期
			(2年目)	5期		6期				7期			8期
			(3年目)	9期		10期				11期			12期
⑪ 農村下水道使用料				偶数月納期(納付書は偶数月発送)									
⑫ 保育料				毎月納期									
⑬ 放課後児童クラブ負担金				毎月納期									

頃に納税証明書を送ります。領収通知書の送付を希望する人は、事前に各担当課にお申し出ください。

問い合わせ先 ①②③ 市納税課 ☎30・6109番、④⑤⑥ 市保険料課 ☎30・6145番、⑦ 市建築住宅課 ☎30・6123番、⑧ 彦根市上下水道料金お客様サービスセンター ☎27・2802番、

年末年始の歯科診療

彦根歯科医師会

12月29日(火)〜平成28年1月3日(日)の年末年始の間、次の医院が当番医として診療されます。

当番医 左表のとおり

時間 いずれも午前9時〜午後3時30分

償却資産の例

構築物	門、塀、庭園、広告塔、舗装路面、仮設の建物、電気設備、空調設備、サービス設備、テナント負担分の内装、建築設備 など
機械、装置	旋盤、ボール盤、ミシン、ウインチ、ホイスト、クレーン、受変電設備、自走式作業用機械、太陽光発電設備 など
船舶	ボート、漁船、汽船 など
航空機	飛行機、ヘリコプター など
車両、運搬具	動力運搬車、手押し車、大型特殊自動車(ただし、自動車税が課税されているものは除く) など
工具、器具、備品	切削(せっさく)道具、測定工具、陳列ケース、複写機、パソコン、医療機器、ネオンサイン、看板、接客用家具 など



窓口に来られたり、郵送したりする手間が省けるだけでなく、複数の自治体への申告も一度の送信でできます。詳しい申告方法は、エルタックスのホームページ (<http://www.eltax.jp>) をご覧ください。

なお、エルタックスで申告する場合は、マイナンバーの確認資料は不要です。

問い合わせ先 国税務課資産係 ☎30・6138番、FAX 22・1398番

年月日	医院名	所在地	電話番号
平成27年	12月29日(火)	歯科白石医院	岡町5-5 23-3084
	12月30日(水)	桜井歯科医院	小泉町314 24-5850
	12月31日(木)	朝比奈歯科医院	後三条町41 23-6480
平成28年	1月1日(金祝)	ニュータウン上出歯科	長曾根南町438 26-3538
	1月2日(土)	田井中歯科医院	河原一丁目4-22 24-6480
	1月3日(日)	堀口歯科医院	日夏町2680-47 28-4182